

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原 告 松竹伸幸

被 告 日本共産党

準備書面(9)

2025年12月1日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

被告訴訟代理人

弁護士	小林亮	淳代
同	澤長	彰代
同	藤加健	次代
同	芳尾林	匡代
同	大山田	輔代

(乙43号証の1、2—録音データ及び同反訳書について)

1 2025年1月31日付被告準備書面(2)第2(2~14頁)において、除名処分に至る経過について以下の通り主張した。

原告の週刊誌等を通じて行った諸発言(第2、1項、(1))、『シン・日本共産党宣言』の出版と記者会見(同項、(2))、被告に対する批判書3冊の同時発売(同項、(3))、藤田論文(甲6-1)による原告の言動に対する批判と警告(同項、(4))、京都南地区委員会による原告に対する調査実施の決定と連絡(同2項、(1)(2)(3))、京都南地区委員会と京都府委員会による原告に対する調査の実施(同項、(4)(5))、原告に対する除名の決定とその承認(同3項)である。

提出した乙43号証の1及び2は、地区委員会と府委員会が原告に対して行った調査（上記同2項（4）（5））の内容を録音及び反訳したものである。

2 原告は、被告に対して、「日米安保条約の堅持」、「自衛隊の合憲」、「核抑止抜きの専守防衛」という原告の主張を、被告の基本政策とするよう求め、同主張を実現するために党首公選制という制度変更を求めたものであるが、原告は、『産経』、『毎日』などのマスコミを通じてこれらの主張を展開し、その集大成として出版されたのが『シン・日本共産党宣言』（甲1）だった。

しかし、これらの主張や行動は綱領や規約に反するものであったため、被告は、2023年1月21日、赤旗編集局次長藤田健「規約と綱領からの逸脱は明らか——松竹伸幸氏の一連の言動について」（甲6の1、以下「藤田論文」という）を「しんぶん赤旗」紙上で発表した。同論文では、規約上、「中央委員会にいたるどの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめる」ことができ、原告は党首公選制の意見を述べる権利があったにもかかわらずそれを行使せず、外から被告を攻撃したことが規約違反に当たること、「核抑止抜きの専守防衛論」を党の「基本政策として採用すべき」という主張は、「日米安保条約の堅持、自衛隊合憲論を党の基本政策に位置づけよとするもので、党の綱領を逸脱すること指摘した。この藤田論文は、原告の言動が党規約と党綱領から逸脱したものであることを伝える政治的な警告文書でもあった。

後述するとおり、原告は、同文書の政治的な意味を十分に理解し認識しながら警告に従うこととなかった。

3 原告に対する調査（以下「本件調査」という）は、2023年2月2日午前10時から11時45分まで、被告京都南地区委員会事務所において行われた。

同調査は規約48条、49条、54条、55条の規律違反の調査として実施されたものである。同調査の第一の目的は、前記藤田論文でも明らかにされているように、原告の『シン・日本共産党宣言』の出版をはじめとする諸々の言動が、綱領・規約に違反し逸脱するものであることを原告に対し伝え、告知することであった。第二は、違反や逸脱の事実について、原告の弁明を聴き取ることであり、第三は、いったんは自分の意見を留保し外部への勝手な発表を控えるのか、党攻撃を続けるのか、原告の今後の行動の行方を見極め、処分の可否を判断することにあった。

4 以下は、乙42号証の2によって確認できる同調査の概要である。

- (1) 「特別の事情」のもと、処分の決定は京都南地区委員会が行うこと、調査は同地区委員会と府委員会が一体となって行うものであることを、河合秀和地区委員長から原告に対し伝え、原告は、同調査を受ける旨を回答した。（1～5頁）
- (2) 河合委員長から、まず、原告の主張が綱領に反すること、原告の行動が規約に反すること、党首公選の実施と立候補について不特定多数の党員の同調を求めることが分派活動に当たると考えている旨が伝えられた。（6～7頁）

そのうえで、宮下雅之府委員会副委員長より、党内的に意見をあげたことは一度もないというのは事実なのかが質問されたのに対し、原告からは、意見を出したことがない旨の回答があった。（8～9頁）
- (3) 原告からは概ね以下の弁明ないし反論がなされた。

ア 安保容認・自衛隊合憲は綱領に反しておらず、野党の政権共闘のためには必要である。 (9~10頁)

イ 党首公選制の主張は規約に反しておらず、規約の基本的精神に沿うものである。 (18~19頁)

ウ 党首公選制は党の内部問題にはあたらず、また、党の決定にはなっていないので、規約には反しない。 (18~20頁)

エ 鈴木元氏の本について内容は知っているが、意見や感想を述べたことはなく、販売促進の観点から同時発売としたものである。 (29~30頁)

等である。

(4) 規約5条の「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」(5項)、「どの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめることができる」(6項)との規定を踏まえ、原告に対しては、なぜ党内で議論しなかったのか、そうしないで外から行ったのはなぜかが繰り返し問われた(14、16、27頁)。前者については明確な答えをしなかったものの、後者について原告は、党員として党外で発言することについて、言論人であることを理由に規約5条5項の制約を受けない旨を回答した(18頁、28頁、30~31頁)。

(5) 原告においては、『シン・日本共産党宣言』の出版が規律違反となること、その可能性(危険性)を認識していながら、「違反とはならない」と自らが独断的に解釈して出版を強行したものであるし(9頁)、また、藤田論文が常任幹部会の承認を得た文書であり、いわば被告の公式見解であることを原告は十分認識していた(2頁)にもかかわらず、自らの言動を控えようとはしなかったばかりか、司法の場に持ち込むことを予告していた。(6頁、28頁、34頁)

(6) このような調査結果を踏まえ、被告（京都南地区委員会）は原告に対し、除名手続に入る旨を通告した。（33頁）

5 調査終了後、原告は、除名処分の撤回と党員としての地位保全を求めて裁判を起こすこと宣言し（34頁）、自らの除名処分が決まれば連絡があるのかどうかを尋ねたものの、処分決定の場へ出席して意見を述べることは求めなかった。このことは、被告準備書面（2）第2、2項（5）記載の通りである。

以 上